

金沢駅東もてなしドーム地下広場及び金沢駅西イベント広場並びに金沢駅東もてなしドーム地上広場におけるイベント使用の許可及び使用料の免除に係る審査基準の制定（案）の概要について

1 制定の趣旨

駅前のにぎわいを創出し、人々の交流を促進するために、金沢駅東もてなしドーム地下広場に加え、新たに金沢駅西イベント広場を設置します。

これに伴い、金沢市駅前広場条例を一部改正し、これらの広場を集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために全部又は一部を独占的に使用すること（以下「イベント使用」という。）に係る規定を設けました。つきましては、イベント使用の許可及び使用料の免除に関する審査基準を制定します。

また、金沢駅東もてなしドーム地上広場については、市民が通行することを本来の目的としている交通広場であるため、原則として、独占的に使用することはできませんが、にぎわいの創出等のために本来の目的を妨げない限度において、イベント使用することを許可する場合があります。この際の使用の許可及び使用料の免除に関する審査基準を制定します。

2 制定内容

区分	金沢駅東もてなしドーム地下広場及び金沢駅西イベント広場
使用の許可の制限	1 公の目的以外での寄附金の募集、募金活動及び勧誘行為をするとき。
	2 他人に危害又は迷惑を与えるおそれのあるとき。
	3 大音響、異臭等により、公衆に不快の念を与えるおそれのあるとき。
	4 酒、アルコール類の飲食を伴うとき。
	5 興行（入場料等の徴収を伴うもの）を行うとき。
	6 イベントを伴わない物品の販売又は飲食を提供するとき。
	7 火気を使用するとき。
	8 公序良俗に反するおそれがあるとき。
	9 その他駅前広場の利用及び管理に支障があるとき。

使用料の免除	金沢駅前広場において継続的に活動を行い、中心市街地のにぎわい創出に貢献することができると思われる団体又は組織がイベント使用をするとき。
--------	---

注) 金沢駅西イベント広場については、イベント使用に係る使用料は無料です。

区分	金沢駅東もてなしドーム地上広場
使用の許可の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 駅前広場を利用する者の通行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。ただし、市長が特に必要があると認めるときを除く。 2 建物、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。 3 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 5 テント、舞台その他の仮設工作物（駅前広場の良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがあると認められるものに限る。）を設置するとき。 6 にぎわいを創出するものと認められないとき。 7 宗教的又は政治的な行為をするとき。 8 公の目的以外での寄附金の募集、募金活動及び勧誘行為をするとき。 9 他人に危害又は迷惑を与えるおそれのあるとき。 10 大音響、異臭等により、公衆に不快の念を与えるおそれのあるとき。 11 酒、アルコール類の飲食を伴うとき。 12 興行（入場料等の徴収を伴うもの）を行うとき。 13 イベントを伴わない物品の販売又は飲食を提供するとき。 14 火気を使用するとき。 15 公序良俗に反するおそれがあるとき。 16 その他駅前広場の利用及び管理に支障があるとき。

使用料の免除	金沢市財務規則第201条に規定する許可を受けたイベント使用をするとき。
--------	-------------------------------------

参考

<p>金沢市財務規則</p> <p>(行政財産の用途又は目的外使用)</p> <p>第201条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りその用途又は目的外に使用を許可することができる。</p> <p>(1) 国又は公共団体において、公用又は公共用に供するとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">使用の目的が市の事務又は事業を推進するうえに効果があるとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させる必要があるとき。</p> <p>(2) 水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。</p> <p>(3) 市長が特にやむを得ないと認めるとき。</p>

3 施行期日

平成26年4月1日(予定)